

No	カテゴリ	質問	回答
1	申請方法	住宅を購入したばかりで、固定資産税・都市計画税納税通知書がありません。申請できますか。	リフォーム工事を行う建物の権利証又は登記簿謄本等のコピーを添付して、申請してください。
2	申請方法	どこまでが助成対象の工事となるでしょうか。節水型トイレを設置する場合に、設置場所付近の床や壁などをはがさないといけないときがあります。	対象工事を行う上で必要な工事は、基本的に対象になります。ただし、原状回復の観点から必要と思われる工事の範囲を超える部分については、対象工事とならない場合がありますので、ご了承ください。他の工事でも同様です。
3	申請方法	屋根のリフォームを計画していますが、屋根に上がることができません。工事前の写真を撮影できませんが、どうすればいいでしょうか。	やむをえない事情によりリフォーム工事前の写真が撮影できないときは、その旨連絡してください。後日、工事の作業実施前に、施工業者等に撮影してもらい、完了報告時に工事後の写真とあわせて、提出してください。
4	申請方法	○月○日までに承認通知（交付決定通知）が欲しいのですが、対応していただけますか。	申請書の到着順で審査を行っていますので、原則対応致しかねます。申請書を受付してから2週間程度かかる場合がありますので、スケジュールに余裕を持って申請してください。
5	施工業者	業者を紹介してもらえますか。	紹介することはできません。インターネット等を利用して探していただくようお願いします。
6	施工業者	知り合いの業者に依頼してもいいですか。	市内に「本社」又は「本店」所在地がある業者（市内施工業者）に工事を依頼することが、助成の対象となります。支社又は支店のみの場合は対象となりませんので、ご注意ください。
7	施工業者	依頼する業者は市内施工業者ではありませんが、実際に工事を行う業者（下請）は、市内に本店があります。この場合は対象となりますか。	助成の対象となる市内施工業者に当たるかは、申請者と直接契約関係にある者で判断します。左のケースでは対象となりません。
8	対象建物	店舗兼住宅は対象となりますか。	住居部分のみ対象となります。建物全体に係る工事（屋根の工事等）の場合は、店舗部分と住宅部分の面積等で按分して、補助対象経費を算出します。
9	対象建物	市内に住宅を所有していますが、現在居住していません。リフォーム後に居住する予定ですが、対象となりますか。	所有（2親等以内の親族の所有を含む。）かつ居住していることが必要ですので、対象となりません。
10	対象建物	借家（アパート等を含む）は対象となりますか。	対象になりません。
11	対象建物	増築する場合は、対象となりますか。	対象になります。ただし、建築確認が不要な10㎡未満のものに限ります。
12	工事	工事はいつから始めていいでしょうか。	交付決定通知書が届いてから行ってください。申請から交付決定までに2週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。
13	工事	工事後に申請できますか。	できません（No. 12参照）。
14	工事	節水型トイレについて、小便器は対象となりますか。	対象ではありません。洗浄水量6.0L以下の大便器を対象としています。
15	工事	遮熱性塗料・断熱塗料の性能に基準はありますか。	ありません。カタログ等で遮熱・断熱効果がある旨明記されていれば対象になります。
16	工事	木材使用リフォームについて、束単位での表記でもいいでしょうか。	㎡又はm ² に換算し、申請書等にご記入ください。
17	工事	木材使用リフォームについて、ベニヤ板や合板も対象となりますか。	対象になります。
18	工事	木材使用リフォームについて、鉄製バルコニーを木製バルコニーに改修しますが、対象となりますか。	既存の材質は問いません。木材使用量が10㎡又は0.15㎡以上の改修である場合は、対象になります。新設・設置は対象外となります。
19	工事	雨漏りするので、屋根をリフォームしますが、助成の対象となりますか。	雨漏り対策工事は対象になりませんが、木材を使用し、その使用量が10㎡又は0.15㎡以上の場合は、木材使用リフォームの対象となります。
20	完了報告	領収書は指定の様式がありますか。	ありません。工事代金の支払領収書のコピーを提出してください。提出される際、施工業者の押印や印紙添付の漏れがないか、必要事項が記載されているかなど、十分確認をお願いします。
21	完了報告	工事費が申請書に記入したもの（見積額）と変わりました。どうすればいいでしょうか。	変更の内容（箇所）等が分かる資料（再見積書や明細書等）を領収書とあわせて提出してください。なお、工事費が増額になった場合でも、交付決定額以上の助成はできませんので、ご了承ください。
22	その他	国などの補助金（先進的窓リノベ事業など）では、自治体などが実施している各種補助制度との併用を認めているものがあります。この助成制度と併用できるでしょうか。	この助成事業は「国・県その他の補助を受けていない、又は受ける予定がないこと」が要件となっていますので、工事箇所が異なる場合を除き、併用できません。
23	その他	申請や予算の状況を教えてください。	防府商工会議所のHPにて、定期的に公開していますので、ご確認ください。
24	その他	来年度以降もこの助成事業はあるでしょうか。	現時点では未定です。